

28

28八防消第 834号

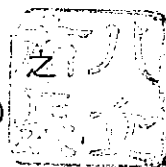
平成28年11月28日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」

原告団ちっごの会 代表 蔦川正義 様

八女市長 三田村 統

(総務部防災安全課)



原発災害対策に係る質問について (回答)

2016年11月17日付、原発災害対策に係る質問について、別紙のとおり回答します。

総務部防災安全課

担当：消防防災係長 中山信幸

電話：0943-23-1731

FAX：0943-23-2583

八女市回答

1 情報収集・伝達について

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、事故に関する情報を収集し、市民に対しその情報を伝達することは必要不可欠であると思います。そこで、情報収集・伝達についてお教え下さい。

- ① 八女市では具体的にどのような情報を収集することになっていますか。そのなかに放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

回答：「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定」に基づき県よりモニタリングポスト等の情報提供をしていただいています。
放射線の拡散予測に関する情報も含まれるものと考えています。

- ② 仮に放射線の拡散予測に関する情報を収集しない場合、八女市独自に放射線の拡散予測を行う予定ですか。

回答：八女市独自に放射線の拡散予測を行う予定はありません。

- ③ 市民に対しては具体的にどのような情報を広報しますか。そのなかにはモニタリングポストの情報や放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

回答：事故状況に応じ、市民にとって必要な情報を広報します。

放射線の拡散予測に関する情報も含まれるものと考えています。

- ④ 市民に対する広報の方法として具体的にどのような方法を想定していますか。聴覚障害者や視覚障害者に対してはどのような方法を想定していますか。

回答：基本、防災情報や避難情報は、緊急告知防災ラジオ、市ホームページにより広報しますが、緊急性がある場合は、緊急速報（エリア）メール、「防災メール・まもるくん」、防災FAX、市・消防署及び消防団の広報車、サイレンなどの使用を想定しています。

2 八女市外からの避難者の受入について

原子力発電所で事故が発生した場合、八女市以外の住民が八女市に避難してくることが考えられます。そこで、八女市外からの避難者の受入についてお教え下さい。

①避難者は最大で何人になると想定していますか。また、その人数はどのような根拠に基づいて計算していますか。

回答：人数の想定は、ありません。県や被災自治体からの要請で、対応できる避難所の確保を行います。最初に受入れを想定しているところは、八女市総合体育館で、100名です。

根拠は、柔道場（畳敷き）の広さです。

②避難者のための水及び食料は、何人分を、何日分確保していますか。また、毛布等の寝具は何人分準備していますか。

回答：広域避難者が出た場合、速やかに準備できる分は、飲料水 100L 食糧 1,900食 毛布等 310枚です。ただし、必要に応じ、他の備蓄先から集め対応します。

③避難者はどのような方法で避難してくると想定していますか。特に、自家用車での避難は何台を想定していますか。避難に用いた自家用車の駐車スペースは何台分確保していますか。

回答：避難者の多くは自家用車による避難を想定しています。

総合体育館には、駐車場の他にグラウンドがあり、200台は可能です。

④避難者が放射性物質に汚染されているかのスクリーニング検査を実施することは予定していますか。予定している場合、検査機器としては、何を、どこに、何台備えていますか。また、予測される最大の人数が避難してきた場合、スクリーニング検査にはどれほどの時間がかかると想定していますか。

回答：市として、スクリーニング検査の予定はありませんが、避難者が出た場合、県により検査を実施していただきたいと考えています。

⑤避難者の中に、入院加療中の方等、医療施設への受入れが必要な方について、受入れ可能な医療施設は、準備していますか。準備している場合、その概要をお教え下さい。また、想定していない場合は、どう対応することになるのですか。

回答：八女市地域防災計画で定めている医療機関は、人口透析等医療施設（３）、二次救急医療施設（６）、三次救急医療施設（２）です。

必要に応じ、地元医師会へ要請を行います。

3 八女市民の避難等について

放射性物質の拡散状況によっては、八女市民が避難等しなければならない事態も考えられます。そこで、八女市民が避難等する場合についてお教え下さい。

①国や八女市が、八女市民に避難の指示等をする場合、具体的な避難先、避難に用いる交通手段、避難経路等はどのように想定していますか。避難手段として、何を、何人分確保していますか。また、高齢者や障害者など、避難にあたって支援が必要な方は何人と想定していますか。それらの方の避難手段として、何を、何人分確保していますか。

回答：避難等に関する発令を行った際には、指定避難所を開設し、各自避難をしていただきます。

避難行動要支援者（高齢者や障害者など）対象者は6,039人で、そのうち特に、支援が必要であるため個別に計画を策定している方は、1,457人となっており、自主防災組織を中心に日頃の目配りや避難時に支援していただく体制をとっています。

②国や八女市の指示等がない場合に、八女市民が避難行動をとることは想定していますか。その場合、市民の間に混乱が発生することが予想されますが、具体的にどのような対応を行いますか。

回答：避難等の指示がない場合の自主避難は想定していません。

正しい情報の伝達に努め、混乱を抑えたいと考えています。

③先の熊本地震ではたくさんの倒壊家屋やそのおそれのある建物が発生しました。そのような事態を受け、本年10月20日付西日本新聞では、地震などと原発事故が重なる複合災害の場合、屋内退避の安全性に疑問が残る旨の記事が取り上げられています。八女市では、地震による家屋倒壊などで屋内退避ができなくなる場合を想定していますか。屋内退避ができない場合、どのような手段で市民の安全を確保しますか。

回答：地震の際の避難場所は、屋内ではなく、落下物の心配のない屋外を想定しています。地震などと原発事故が重なる複合災害の場合は、正しい情報の収集に努め、市民に必要な情報を速やかに伝達し、対応してもらおうように考えています。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等について

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとる場合、市民等への応急給水等の措置が必要となると思います。そこで、そのような場合における応急給水等の措置についてお教え下さい。

① 応急給水等の措置として具体的にどのような計画を策定していますか。例えば、給水車は何台確保してあり、どこで給水を行いますか。当該措置のための食料は何食分確保してあり、どこで配給を行いますか。

回答：八女市は、給水車は保有していません。給水が必要な際は、公用車に給水タンクを積載し対応します。給水は、上水道に制限がかかる際は、制限外の市内の簡易水道から給水を行います。ただし、市内全てで制限がかかる際は、市外で制限がかかっていない自治体で給水を行います。

23箇所の指定避難所及び市有施設の避難所には、合計7,000食備蓄しており、各避難所に備蓄していますので、各避難所で配給します。

② 屋内退避措置が継続している場合、応急給水等の措置をどのような方法で行いますか。

回答：屋内退避を行っている市民を把握し、各家庭に配付します。

③ 水道水の摂取制限措置が長期間継続する場合、飲料水はどのような方法で、どの程度の量を確保しますか。

回答：現在備蓄が、2,100Lあります。不足の場合は、供給の災害協定を行っている業者から確保します。

5 医療機関の防災計画について

八女市にある医療機関において避難が必要となった場合、各医療機関の避難先や避難経路・手段は具体的にどのように計画していますか。

回答：各医療機関で計画されているものと思います。市では、把握していません。

6 防災訓練について

原子力災害が発生した場合に備えて防災訓練を行う予定はありますか。行うとしたら、いつ、誰を対象に、どのような内容で行いますか。

回答：放射線事故については、2年毎の総合防災訓練で実施しますが、問のような原子力災害については予定ありません。

7 原子力災害対策に必要な費用について

① 原子力発電所事故が発生した場合に、原子力災害対策を実行するためにどの程度の費用が必要であると見積もっていますか。

回答：見積りはしていません。

② ①で必要な費用は誰が負担するのですか。

回答：一旦市で負担します。原因者がいる場合は、補償を請求します。